

2025年12月11日

## 改正対応最終チェックリスト

太樹法律事務所

弁護士 高橋善樹

## 1 中小受託事業者の洗い出し

## (1) 主体の追加

① 既存の取引類型については、既存の中小受託事業者名簿にない外注先のうち従業員基準をあてはめて中小受託事業者名簿に追加する（前提として、賃金台帳記載の労働者の数を確認する。）

② 新規追加の取引類型については、資本金、従業員数の両方で中小受託事業者を洗い出す。

## (2) 対象の追加

## ① 製造委託

金型以外の型、工作物保持具の製造委託の洗い出し

## ② 特定運送委託

自社が取引の相手方に対する運送を委託する取引のうち特定運送委託の洗い出し（自社物流、資本金、従業員基準により非該当の取引、倉庫保管を除く。）

※運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は運送に含まれないので、それらを依頼する場合は、注意が必要。別途役務の対価を協議の上、支払うことが必要

## 2 4つの義務

(1) 上記1で追加した中小受託事業者についての書面、電磁的記録の作成、交付（4条）、書類の保管（7条）の準備

(2) 中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応（4条2項）の準備

## 3 禁止事項

(1) 価格転嫁対応（買いたたき・協議に応じない一方的な代金決定）のコンプライアンス強化

① 中小受託事業者が価格協議を求めてきたら、中小受託事業者の提案、根拠、公表資料をもとに真摯に対応する。

② 中小受託事業者が価格協議を求めてこなくとも少なくとも年1回程度は価格協議を行う。

③ 上記①②の場合において、価格を据え置く場合は注意を要する。

※以下の買いたたきの運用基準（第4の5(2)ウ、エ」）は改正後も存続

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※協議に応じない一方的な代金決定については、協議に応じていればよいというものではない点に注意を要する（例えば、以下のイ、ウ等）。以下、運用基準（第4の9(7)ア～エ）。

ア 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、

無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと

- イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。
- ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。
- エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

(2) 動産 ⇒ 不動産を含む。

影響は、建売住宅の部材程度か？

(3) 手形の廃止確認、現金払の準備。

(4) 一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合には、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担し、かつ満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するものとする。

(5) すべての製造委託等代金の振込手数料を委託者払とする。

(6) 委託者所有及び中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき〔例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき〕は、型を中小受託事業者に保管させる場合、量産終了後は中小受託事業者と協議の上、保管料を支払うことが安全

量産以外のケースについて型を補完させる場合は、保管料を支払うことが安全。

(7) 型の長期保管の勧告からみる型管理

令和5年3月16日から令和7年12月8日まで27件の勧告がある。

- |  |         |
|--|---------|
| ① 発注を長期間行わないにもかかわらず  | ・・・ 20件 |
| ② 次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず・次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず | ・・・ 3件  |
| ③ 大量に発注する時期を終えた後   | ・・・ 3件  |
| ④ 長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず  | ・・・ 1件  |

※公正取引委員会 よくある質問参照

Q46 当社は、部品の製造を委託している下請事業者に、その製造に用いる金型を保管しているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

(※2) 「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものであるが、これまでの主な違反事例において認められたものは、次のとおりである。

① 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

② 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続

き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

③ 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になつ  
ていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

④ 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわ  
らず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

⇒違反を未然に防ぐには、量産終了後型等の保管料を協議し、支払う必要がある。

以上